

令和 8 年 6 月

市議会定例会提出議案説明書

総務部総務課

提出議案件数

1 議 案	24件
(1) 条 例	10件
	(制定1件、改正9件)
(2) 予 算	2件 (補正2件)
(3) そ の 他	7件
① 工事請負契約の変更について	1件
② 事業委託契約について	1件
③ 財産取得について	1件
④ 財産取得の変更について	1件
⑤ 訴えの提起について	1件
⑥ 専決処分の承認を求めることについて	2件
(4) 人 事	5件 (追加提案予定)
① 監査委員選任の同意を求めることについて	1件
② 固定資産評価審査委員会委員選任の同意を求めること について	1件
③ 川部財産区管理委員選任の同意を求めることについて	1件
④ 川前財産区管理委員選任の同意を求めることについて	2件
2 報 告	12件
① 令和7年度いわき市一般会計継続費繰越計算書について	
② 令和7年度いわき市卸売市場事業特別会計継続費繰越計算書について	
③ 令和7年度いわき市水道事業会計継続費繰越計算書について	
④ 令和7年度いわき市下水道事業会計継続費繰越計算書について	
⑤ 令和7年度いわき市一般会計繰越明許費繰越計算書について	
⑥ 令和7年度いわき市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	
⑦ 令和7年度いわき市温泉給湯事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	
⑧ 令和7年度いわき市水道事業会計予算繰越計算書について	
⑨ 令和7年度いわき市工業用水道事業会計予算繰越計算書について	

- ⑩ 令和7年度いわき市下水道事業会計予算繰越計算書について
- ⑪ 専決処分の報告について
- ⑫ いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

3 提 出 7 件

- ・ いわき市土地開発公社外6法人の経営状況について

4 諮 問 3 件(追加提案予定)

- ・ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 3 件

議案番号	第1号	所属部課名	保健福祉部 障がい福祉課
案件名	いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について		
主 な 内 容	<p>手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関して、基本理念を定め、市の責務や市民等の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づいた施策を推進することにより、手話言語及びコミュニケーション手段に対する市民等の理解及び関心を喚起し、もって全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、本条例を制定するもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 制 定 内 容)</p> <p>1 基本理念（第3条関係）</p> <p>(1) 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重するよう、その理解及び関心が深められなければならない。</p> <p>(2) 手話言語の普及は、手話言語が独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継がれてきたものであるという認識の下、将来の世代にわたって継承できるよう行われなければならない。</p> <p>(3) コミュニケーション手段の利用の促進は、障がいのある方が日常生活及び社会生活に必要な情報の取得及び利用のための手段を自ら選択する権利を有するという認識の下に行われなければならない。</p> <p>2 施策の基本方針（第7条関係）</p> <p>(1) 手話言語の習得及び使用の機会を確保する</p> <p>(2) 手話言語及びコミュニケーション手段の利用に対する市民及び事業者の理解及び関心を促進する</p> <p>(3) 手話文化（手話言語及び手話言語による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。）の保存、継承及び発展が図られるようにする</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 公 布 の 日)</p>		
摘 要	<p>○ コミュニケーション手段</p> <p>手話言語、触手話、要約筆記、筆談、文字の表示、点字、音訳、平易な表現、絵図の提示、情報通信機器その他障がいの特性に応じて使用する意思疎通のための手段</p>		

議案番号	第2号	所属部課名	監査委員事務局
案件名	いわき市監査委員条例等の改正について		
主 な 内 容	<p>令和6年6月26日に地方自治法の一部が改正され、条例で引用する同法の条項に移動が生じることから、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(改 正 内 容)</p> <p>1 改正する内容 いわき市監査委員条例第4条、いわき市病院事業の設置等に関する条例第9条、いわき市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例第9条及びいわき市下水道事業等の設置等に関する条例第5条で引用する法律の条項を改める。</p> <p>2 改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわき市監査委員条例 ・ いわき市病院事業の設置等に関する条例 ・ いわき市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例 ・ いわき市下水道事業等の設置等に関する条例 <p style="text-align: center;">(施行日 令和8年9月24日)</p>		
摘 要			

議案番号	第3号	所属部課名	総務部 人材育成支援課
案件名	いわき市行政手続条例の改正について		

主

令和5年6月16日に公布された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により行政手続法の一部が改正され、聴聞及び弁明の機会の付与を行うにあたり、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において行うことができる通知の方法が見直されたことから、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。

(主 な 改 正 内 容)

な

○ 聴聞の通知の方式（第15条関係）

内

現 行	改 正
書面を市の掲示場に掲示する	不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、次のいずれかの措置を講じる ア 書面を市の掲示場に掲示する イ 事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く

容

(施 行 日 公 布 の 日)

摘

要

議案番号	第4号	所属部課名	財政部	税務課
案件名	いわき市税条例の改正について			

主 な 内 容	<p>令和8年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正され、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点が引き上げられること等から、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 改 正 内 容)</p> <p>1 固定資産税の免税点の改正 (第53条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td><u>20万円</u></td> <td><u>30万円</u></td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td><u>150万円</u></td> <td><u>180万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(施行日 令和9年4月1日)</p> <p>2 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の改正 (附則第18条の2関係)</p> <p>譲渡した土地等が、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域等の災害リスクが高い区域内にある場合は、特例の対象から除外する。</p> <p style="text-align: center;">(施行日 令和10年1月1日)</p>	区 分	現 行	改 正	土 地	30万円	30万円	家 屋	<u>20万円</u>	<u>30万円</u>	償却資産	<u>150万円</u>	<u>180万円</u>
	区 分	現 行	改 正										
土 地	30万円	30万円											
家 屋	<u>20万円</u>	<u>30万円</u>											
償却資産	<u>150万円</u>	<u>180万円</u>											

摘 要	<p>○ 固定資産税の免税点</p> <p>少額資産所有者の税負担を軽減する等のため、市内に所有する土地、家屋及び償却資産のそれぞれの課税標準額が、一定の金額に満たない場合に固定資産税が課税されない制度</p>
--------	---

議案番号	第5号	所属部課名	市民協働部	国保年金課
案件名	いわき市国民健康保険税条例等の改正について			

「地方税法施行令の一部を改正する政令」が令和8年4月1日に施行されたこと等に伴い、所要の改正を行うもの。

(主 な 改 正 内 容)

1 いわき市国民健康保険税条例の改正

(1) 地方税法施行令の一部改正に伴う改正

ア 賦課限度額の改正（第2条及び第17条関係）

区 分	現 行	改 正
基礎課税額	66万円	67万円
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円
介護納付金課税額	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金課税額	—	3万円
合 計	109万円	113万円

イ 軽減基準の改正（第17条関係）

区分	現 行	改 正
7割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 30.5万円 × (被保険者数)	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 31万円 × (被保険者数)
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 56万円 × (被保険者数)	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 57万円 × (被保険者数)

主
な
内
容

(2) 国民健康保険税額の改正（第5条関係）

○ 子ども・子育て支援納付金課税額

区 分		現 行	改 正
所得割額		基礎控除後の総所得金額等に <u>0.28%</u> を乗じた額	基礎控除後の総所得金額等に <u>0.31%</u> を乗じた額
均等割額		<u>1,200円</u>	<u>1,400円</u>
18歳以上均等割額		100円	100円
平等割額	下記以外の世帯	800円	800円
	特定世帯	400円	400円
	特定継続世帯	600円	600円

主
な
内
容

2 いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正

○ 減免申請に係る特例の期間の改正（附則第3項関係）

東日本大震災に伴う、帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等からの転入世帯に係る国民健康保険税の減免申請の特例について、令和7年度分までとしていた対象期間を、令和8年度分まで延長する。

(施行 日 公 布 の 日)

摘
要

○ 18歳以上均等割額

18歳未満の被保険者に係る均等割額の軽減分（10割）を負担する仕組みとして、18歳以上の被保険者1人につき、100円を加算するもの。

○ 特定世帯・特定継続世帯

国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、同じ世帯の国民健康保険加入者が1人となった世帯を「特定世帯」とし、5年間、平等割額を2分の1軽減する。

5年経過後は、3年間「特定継続世帯」として、平等割額を4分の1軽減する。

議案番号	第6号	所属部課名	医療センター事務局	総務課
案件名	いわき市医療センター看護専門学校条例の改正について			

近年の物価及び人件費の高騰を踏まえ、安定的で持続可能な学校運営を図る観点から、授業料等を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(改 正 内 容)

○ 授業料等の改正（別表関係）

区 分		現 行	改 正
入学受験料		5,000円	10,000円
入学金	本市の住民である場合	6,000円	35,000円
	本市の住民でない場合	12,000円	70,000円
授業料（月額）		9,900円	14,000円

主
な
内
容

(施行日 令和9年4月1日)

摘
要

議案番号	第7号	所属部課名	こどもみらい部 保育・幼稚園課
案件名	いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について		
主 な 内 容	<p>令和7年12月25日に公布された「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則」等により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨が追加されたこと等から、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 改 正 内 容)</p> <p>1 改正する内容</p> <p>(1) 児童対象性暴力等の防止等措置の新設 児童等に教育・保育等を提供する事業者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認及びその他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 令 和 8 年 12 月 25 日)</p> <p>(2) 満3歳以上限定小規模保育事業の新設 小規模保育事業所について、3～5歳のこどもに係る保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、当該こどもを受け入れることも可能とする。</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 公 布 の 日)</p> <p>(3) 職員の配置基準の改正</p> <p>ア 主務保育教諭等の新設 幼保連携型認定こども園等において、園児の教育及び保育を担当し、保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務保育教諭等の職が創設されたことから、学級ごとに1人以上置かなければならない専任職員に同職を追加する。</p>		

<p>主 な 内 容</p>	<p>イ 保育所等における専門職の活用の新設 保育士の数の算定に当たり、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等を1人に限り保育士とみなすことができる。 ただし、その職員が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>(施行日 公 布 の 日)</p> <p>2 改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ・ いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例 ・ いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・ いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 ・ いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
<p>摘 要</p>	<p>○ 小規模保育事業 0～2歳のこどもを対象に利用定員19人以下で行う認可保育事業</p>

議案番号	第8号	所属部課名	保健福祉部	高齢福祉課
案件名	いわき市介護保険条例の改正について			
主 な 内 容	<p>令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の引上げにより保険料の標準段階が変わりうる住民税非課税者等（第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員）について、令和8年度の市民税が課されている者とみなして保険料率を算定する措置が講じられたことから、当該措置により負担が増加する部分の保険料を減免するため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">（ 主 な 改 正 内 容 ）</p> <p>国の政令改正により、給与所得控除の引上げ分の範囲内で就労調整を行ったことで令和8年度分の市民税が課されているものとみなされたものは、令和8年度分の介護保険料を減免することができる。</p> <p style="text-align: center;">（ 施 行 日 公 布 の 日 ）</p>			
摘 要	<p>○ 経過</p> <p>1 令和7年度税制改正の概要 給与等の収入金額が55万円以上190万円以下である者の給与所得控除について、最低保障額を55万円から65万円に引き上げる。</p> <p>2 国の政令改正の概要 上記1の税制改正により、令和8年度分の介護保険料の標準段階が変わりうる住民税非課税者等については、税制改正前の基準を用いて、介護保険料を算定する。</p> <p>○ 介護保険料における第1号被保険者 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者</p>			

議案番号	第9号	所属部課名	都市建設部 建築指導課
案件名	いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の改正について		
主 な 内 容	<p>被災建築物に代わる建築物の建築に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料について、被災者の負担を低減し再建を促す観点から減免するため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 改 正 内 容)</p> <p>○ 手数料の減免の新設（第11条関係） 災害により滅失又は破損した住宅について、その災害発生日から起算して1年以内に建築する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を免除する。</p> <p>また、公益上必要があると認められる場合、災害その他特別な事情があると認められる場合は、条例に規定された手数料を減免することができる。</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 公 布 の 日)</p>		
摘 要	<p>○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定 工事に着手する前に、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかを判定するもの。</p>		

議案番号	第10号	所属部課名	土木部	住宅営繕課
案件名	いわき市市営住宅条例の改正について			

建物の老朽化に伴い、市営住宅石名坂団地等13団地110戸について、その用途を廃止するため、所要の改正を行うもの。

(改正 内 容)

○ 用途廃止による削除（別表第1（第2条関係）関係）

位置	戸数		
	改正前	削除数	改正後
平鎌田字石名坂92番地	26	2	24
平鎌田字石名坂155番地	42	20	22
平中神谷字後原43番地	142	29	113
小名浜諏訪町27番地の3	36	12	24
泉町滝尻字神力前11番地	22	13	9
内郷高坂町一丁目31番地	14	2	12
内郷御台境町御台26番地の1	53	5	48
内郷宮町代30番地	8	4	4
内郷宮町町田35番地	54	12	42
内郷白水町入山65番地の1	24	3	21
遠野町上根本字荒神平96番地の2	4	2	2
小川町上平字上平90番地	6	3	3
小川町高萩字家ノ前6番地	5	1	4
小川町西小川字中野地70番地	20	2	18

(施行日 公 布 の 日)

○ 市営住宅の管理戸数

改正前	今回改正	改正後
7,528戸	△110戸	7,418戸

摘要

議案番号	第11号～第12号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和8年度いわき市補正予算			
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度いわき市一般会計補正予算（第1号） ・ 令和8年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） 			
摘 要	○ 主な内容は別紙			

議案番号	第13号	所属部課名	農林水産部	卸売市場
案件名	工事請負契約の変更について			

主
な
内
容

「いわき市中央卸売市場冷蔵庫棟冷凍機等改修工事」

令和7年いわき市議会10月定例会議案第40号（工事請負契約）で議決された本工事について、冷凍機の防音対策に係る追加工事が必要となることから、契約金額及び工期を変更するもの。

(変 更 内 容)

契約内容	変 更 前	変 更 後
契約金額	金587,705,030円	金597,850,000円
工 期	議会の議決を経た日の翌日から令和8年7月31日まで	議会の議決を経た日の翌日から令和8年9月30日まで

摘
要

- 契約の相手方
いわき市小名浜字中原16番地の5
レジリエンス株式会社
代表取締役 吉 田 貴 幸
- 工事概要
老朽化が著しい、いわき市中央卸売市場冷蔵庫棟冷凍機等について、改修工事を実施するもの。
 - ・ 冷凍機新設 10組、冷却器新設 14組
 - ・ 冷凍機撤去 5組、冷却器撤去 16組

議案番号	第14号	所属部課名	都市建設部	都市整備課
案件名	事業委託契約について			
主 な 内 容	<p>「常磐線内郷駅こ線人道橋整備工事委託」</p> <p>常磐線内郷駅こ線人道橋に係る整備工事を委託するもの。</p> <p>1 契約の方法 随意契約</p> <p>2 契約金額 金1,620,476,000円</p> <p>3 期間 議会の議決を経た日の翌日から 令和12年3月31日まで</p> <p>4 契約の相手方 茨城県水戸市三の丸1丁目4番47号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員水戸支社長 下山 貴史</p>			
摘 要	<p>○ 委託概要</p> <p>常磐線内郷駅に隣接する老朽化したこ線人道橋を架け替えるため、鉄道事業者である東日本旅客鉄道株式会社に整備工事を委託するもの。</p> <p>・ こ線人道橋 延長 L = 約30m、幅員 W = 3m</p> <p>○ 委託年度 令和8年度～令和11年度</p>			

議案番号	第15号	所属部課名	消防本部	警防課
案件名	財産取得について			
主 な 内 容	<p style="text-align: center;">「水槽付きCD-I型消防ポンプ自動車（内郷21号車） 外2件」</p> <p>令和8年度消防車両整備事業として、消防隊の災害出動時における機動力及び消火活動の向上を図るため、老朽化した消防ポンプ自動車を更新するもの。</p> <p>1 取得物件の名称 CD-I型消防ポンプ自動車 2 数 量 3台（水槽付き2台／水槽無し1台） 3 取得価格 金239,800,000円 4 取得の目的 常備消防用 5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約 6 納 期 令和9年3月31日 7 物件の供給者 いわき市内郷綴町金谷15番地の4 東部産業株式会社自動車部 代表取締役 菊池一隆</p>			
摘 要	<p>○ 配置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小名浜消防署 ・ 常磐消防署 ・ 内郷消防署 			

議案番号	第18号	所属部課名	財政部	税務課
案件名	専決処分の承認を求めることについて			
主 な 内 容	<p>地方自治法第179条第1項に基づき、次の事項を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。</p> <p>専決第2号 「いわき市税条例及びいわき市都市計画税条例の改正について」 令和8年3月31日専決</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行ったもの。</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>○ 軽自動車税における環境性能割の廃止 軽自動車を取得した際に課税される環境性能割の廃止に伴い、税体系を整理し、「種別割」を「軽自動車税」に改める。</p> <p>(施行日 令和8年4月1日)</p>			
摘 要				

議案番号	第19号	所属部課名	財政部	税務課
------	------	-------	-----	-----

案件名	専決処分の承認を求めることについて			
-----	-------------------	--	--	--

地方自治法第179条第1項に基づき、次の事項を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。

専決第3号
「いわき市税特別措置条例の改正について」
令和8年3月31日専決

「東日本大震災復興特別区域法」に基づく固定資産税の課税免除が令和8年3月31日で廃止となること及び「福島復興再生特別措置法」に基づく固定資産税の課税免除等の適用期限が総務省令により延長され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行ったもの。

(主 な 改 正 内 容)

1 特定復興産業集積区域における課税免除の削除（第3条関係）
「東日本大震災復興特別区域法」に基づく固定資産税の課税免除を令和8年3月31日で廃止する。

2 固定資産税の課税免除の適用期限の延長

(1) 特定事業活動施設等における課税免除（第4条関係）

項目	現 行	改 正
適用期限	令和8年3月31日まで	令和11年3月31日まで

(2) 新産業創出等推進事業促進区域における課税免除（第5条関係）

項目	現 行	改 正
適用期限	令和8年3月31日まで	令和11年3月31日まで

(3) 地方活力向上地域における課税免除又は不均一課税（第7条関係）

項目	現 行	改 正
適用期限	令和8年3月31日まで	令和10年3月31日まで

(施 行 日 令 和 8 年 4 月 1 日)

摘要	
----	--

報告番号	第1号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和7年度いわき市一般会計継続費繰越計算書について			
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠野支所旧庁舎解体等事業 ・ 徳風園高圧機器更新事業 ・ 本町保育所園舎新築事業 ・ (仮称) 泉南保育所園舎新築事業 ・ 総合保健福祉センター浸水対策改修事業 ・ 南部清掃センター蒸気式排ガス加熱器整備事業 ・ 旧湯の岳山荘解体事業 ・ ヨークいわきスタジアム照明改修事業 ・ 小名浜・勿来消防署非常用電源設置事業 ・ 内郷第一中学校校舎長寿命化改修事業 ・ 旧川前公民館一部解体改修事業 ・ 公営住宅火災復旧事業(穂積団地) 			

報告番号	第2号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和7年度いわき市卸売市場事業特別会計継続費繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 卸売市場冷蔵庫棟冷凍機器等改修事業 			

報告番号	第3号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和7年度いわき市水道事業会計継続費繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 中部配水池新設工事 鹿島・常磐水系幹線新設工事（第10工区） （重）小名浜南富岡配水管（第265-5号外）整備工事 泉浄水場再整備事業基本計画策定支援業務委託 平浄水場天日乾燥床改良工事 平浄水場1系高速凝集沈殿池改良工事（その2） 山玉浄水場非常用自家発電設備新設工事 			

報告番号	第4号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和7年度いわき市下水道事業会計継続費繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 平蔵塚ポンプ場耐震耐水補強工事 新町前ポンプ場雨水ポンプ設備改築No.3（機械・電気）事業 			

報告番号	第5号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和7年度いわき市一般会計繰越明許費繰越計算書について			
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎整備事業 ・ 管理経費 ・ 「ようこそ・おかえり」移住・定住・関係人口拡大事業 ・ 戸籍住民基本台帳事務経費 ・ 物価高対応子育て応援手当支給事務費 ・ 物価高対応子育て応援手当 ・ 小規模給水施設支援金交付事業 ・ クリンピーの家管理費 ・ 上水道安全対策事業出資金 ・ 企業における多様な働き方促進事業 ・ 中小企業等賃上げ支援事業 ・ 豊かな森づくり担い手確保育成支援事業 ・ 林道改良事業 ・ 林業専用道路整備事業 ・ スポーツ交流推進事業 ・ サイクルツーリズム推進事業 ・ ナショナルサイクルルート指定推進事業 ・ 観光施設管理経費 ・ 大雨被害軽減対策調査事業 ・ 幹線道路整備事業 ・ 自転車道路網整備事業 ・ 道路改良事業 ・ 歩道整備事業 ・ 安心みちまち冠水対策事業 ・ 安全みちまちプロテクト事業 ・ 道路構造物長寿命化事業 ・ 流域治水プロジェクト・緊急重点河川改良事業 ・ 市街地再生整備推進事業 ・ 湯本駅周辺基盤整備事業 ・ 公共交通活性化推進事業 ・ 街路事業 ・ 三崎公園魅力向上事業 ・ 都市公園整備事業 			

主
な
内
容

- ・ 住宅管理費
- ・ 公営住宅ストック総合改善事業
- ・ 災害時非常用備蓄品整備事業
- ・ 避難所環境改善事業
- ・ 小学校管理費（長寿命化事業分）
- ・ 小学校管理費（トイレ洋式化分）
- ・ 空調設備設置事業（小学校費）
- ・ 中学校管理費（長寿命化事業分）
- ・ 空調設備設置事業（中学校費）
- ・ いわき甲子園プロジェクト事業
- ・ 体育施設長寿命化事業
- ・ 多世代で集えるインクルーシブ広場整備事業

報告番号	第6号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和7年度いわき市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勿来錦第一土地区画整理事業 ・ 湯本駅周辺土地区画整理事業 			

報告番号	第7号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和7年度いわき市温泉給湯事業特別会計繰越明許費繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設更新事業 			

報告番号	第8号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和7年度いわき市水道事業会計予算繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備事業 ・ 老朽管更新事業 ・ 施設更新事業 ・ 災害対策事業 ・ 錦町配水管（第311-24号外）改良工事 ・ 小名浜配水管（第284-6号外）改良工事 ・ 小名浜配水管（第266-118号外）改良工事 ・ 小名浜配水管（第285-36号外）改良工事 ・ 内郷御台境町配水管（第122-1号外）改良工事 			

報告番号	第9号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和7年度いわき市工業用水道事業会計予算繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・ 施設更新事業			

報告番号	第10号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和7年度いわき市下水道事業会計予算繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・ 管渠建設事業・ ポンプ場建設事業			

報告番号	第12号	所属部課名	保健所	感染症対策課
案件名	いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について			
主 な 内 容	<p>「いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画」を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、議会に報告するもの。</p>			
摘 要	<p>○ いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更 平成26年に策定した「いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、新型コロナウイルス感染症対応の経験や課題を踏まえるとともに、国及び県の行動計画と整合を図りながら、変更したもの。</p>			

提出		所属部課名	
案件名			
主 な 内 容	<p>地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1 いわき市土地開発公社経営状況について2 公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団経営状況について3 公益財団法人いわき市国際交流協会経営状況について4 公益財団法人いわき市潮学生寮経営状況について5 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社経営状況について6 一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター経営状況について7 株式会社いわきニュータウンセンター経営状況について		
摘 要			

議案番号	第〇号	所属部課名	総務部	人事課
案件名	監査委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定)			
主な内容	監査委員4人のうち、1人の任期が令和8年6月27日で満了となるため、新たに選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるもの。			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員定数 4人 (識見を有する者2人、議員2人) ・ 任期 識見を有する者・・・4年 議員・・・・・・・・・・議員の任期 			

議案番号	第〇号	所属部課名	財政部	市民税課
案件名	固定資産評価審査委員会委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定)			
主な内容	固定資産評価審査委員会委員6人のうち、1人の任期が令和8年6月30日で満了となるため、新たに選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるもの。			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員定数 6人 ・ 任期 3年 			

議案番号	第〇号	所属部課名	農林水産部 林業振興課
案件名	川部財産区管理委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定)		
主な内容	川部財産区管理委員7人のうち、1人の任期が令和8年6月27日で満了となるため、新たに選任するに当たり、いわき市川部財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるもの。		
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員定数 7人 ・ 任期 4年 		

議案番号	第〇号～第〇号	所属部課名	農林水産部 林業振興課
案件名	川前財産区管理委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定)		
主な内容	川前財産区管理委員7人のうち、2人の任期が令和8年6月27日で満了となるため、新たに選任するに当たり、いわき市川前財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるもの。		
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員定数 7人 ・ 任期 4年 		

諮問番号	第1号～第3号	所属部課名	市民協働部 男女共同・多文化共生センター
案件名	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		
主 な 内 容	<p>人権擁護委員のうち、1人が令和7年4月19日で辞任し、2人の任期が令和8年12月31日で満了となるため、新たに推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。</p>		
摘 要	<ul style="list-style-type: none">・ 委員定数 20人・ 任 期 3年		